

2019年2月2日

中華人民共和國 全国人民代表大会 常務委員会 法制工作委員会御中

一般社団法人日本知的財産協会
副理事長 木全 政弘

専利法修正案（草案）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記専利法修正案（草案）について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 専利法修正案（草案）に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 志村 勇
TEL：81-3-5205-3433
FAX：81-3-5205-3391
Email：shimura@jipa.or.jp

専利法修正案（草案）に対する意見

1. 第二条 意匠の定義（部分意匠制度の導入）

2015年12月2日に公表された専利法改正草案（送審稿）の第二条にて規定されていましたが、部分意匠制度の導入を希望いたします。

中国出願人の部分意匠登録件数は米国をはじめ、部分意匠制度がある諸外国において増加傾向にあり、中国における部分意匠の導入に関して、中国企業にもニーズがあるものと考えます。部分意匠制度はデザインの重要な特徴のみを模倣する行為を防ぐことが期待できるとともに、貴国で加盟検討中のハーグ協定ジュネーブアクトに加盟している米国、欧州共同体、日本、大韓民国などでは既に採用されていることから、国際手続ハーモナイゼーションの観点からも必要な仕組みであると言えます。

一方、部分意匠制度の導入によって、有効性がない部分意匠が登録され、その権利により産業の発展が不当に妨げられる恐れも懸念されます。

併せて、草案第四十一条（現行専利法第四十条）に定める初歩審査で、先行公知意匠を考慮のうえ登録要件を満たす出願か否かの審査を行うプロセスの導入等の充実を希望いたします。

2. 第六条、第十六条 職務発明に対する奨励

現行専利法第六条では、職務発明の権利帰属に関して規定されていますが、草案第六条で追加されている内容は発明者または考案者との収益の分配に関するものと読めます。一方、現行専利法および草案の第十六条には、職務発明に関する発明者または考案者への奨励について規定されています。

職務発明に関する収益の配分や奨励については、様々な形態が想定され、機関と従業員との間の約定等で取り決めることが有効であると思慮いたします。

また、第十六条には、発明者または考案者への報酬等について「経済効果に応じて」支払うよう規定していますが、製品が如何に市場で売れるかは、当該製品に内在する職務発明創造以外の要因（品質、価格、販売チャネル等）の影響を強く受けます。職務発明創造がもたらした経済効果を所属機関が正確に算定することは困難であり、その負担が大きいため、当該算定の適切性を争点とした（報酬額を争点とした）訴訟リスクを所属機関が負うこととなります。1製品に複数の職務発明創造が内在する場合は、更にこの傾向が強くなります。

草案第六条で追加されている内容は第十六条で規定し、かつ、機関と従業員との間で取り決めた約定に基づいて与えることを原則とするよう規定することを希望します。また、第十六条の「その普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて」を削除することを希望します。

3. 第十一条 専利の実施行為

現行専利法および草案の第十一条では、専利権者の権利内容としてその実施行為が列挙されております。専利製品は中国国内での製造や販売、海外からの輸入等に限らず、中国から海外へ輸出される製品も多くあります。このような輸出行為も専利権のひとつの実施形態として重要であると考えます。

第十一条において、輸入だけでなく、輸出も実施行為の一形態として規定いただくことを希望します。

4. 第四十一条 意匠の公告延期制度の導入

意匠は出願後に早期に登録されることから、製品発売以前に当該意匠が公開されることがあります。発表前或いは発売前の製品に関する意匠が公に知られた場合、製品発売以前に当該意匠が模倣行為に晒される等の弊害も考えられる他、消費者が次期機種発売を待つて現行機種を買い控える等、企業の製品販売戦略に影響を及ぼすこともあります。

そのため、出願人側で公開時期を機密情報の保護期間に合わせて調整できる仕組みが必要です。よって、出願人の意思で法律に定められた特定の期間内において公告を延期できる仕組みを設けることを希望いたします。

5. 第四十三条 意匠の保護期間

意匠権の存続期間を、現行 10 年から 15 年へ延長することを歓迎します。ハーグ協定ジュネーブアクト加盟要件の一つを満たすことで、貴国の加盟が加速化することを期待しております。

一方、権利化された意匠権の類似範囲で、次世代、次々世代製品へ継承されたデザインを保護するものが多くの製品分野で多数あるため、より長い存続期間を設定することが望まれます。また、諸外国と比較しても、欧州等において、最長 25 年の存続期間が認められていることを踏まえれば、貴国においても存続期間を 20 年に延長することを希望いたします。

6. 第四十三条 創薬品の保護期間延長制度

医薬品発明特許に対する存続期間延長制度が導入されることを歓迎いたします。

一方、医薬品の上場後、特許の存続期間は 14 年を超えてはならないとされています。また、中国国内及び外国で同時に上場申請することが特許の存続期間延長が認められる要件となっているように読めます。

医薬品産業は、新規有効成分の有効性・安全性の確認に費用と時間がかかり、また医薬品開発の成功確率も低下している昨今ではリスクが大きい産業であると言えます。そのリスクを低減し、承認取得した企業に費用回収の機会を与えることにより、一層中国国内の医薬品産業の育成・発展に寄与できるものと思慮いたします。

また、地域ごとの上場申請の時期はビジネス上の様々な要因によって決定され、中国国内および外国で同時に上場申請することを期間延長の要件とすることは世界基準に比肩する当該制度の適切な運用を阻む可能性があるかと懸念されます。

従いまして、中国国内に上場された全ての医薬品について、その特許の存続期間を、上場後の権利残存期間に関わらず、最大 5 年間延長するという制度への変更を希望いたします。

7. 第五十条 専利開放許諾制度の導入

草案第五十条では専利開放許諾制度を新たに導入する内容が規定されています。このような制度を導入することで専利権の利活用が促進されることが期待されますが、許諾使用料の支払い方法や基準を明確にするとの要件が規定されています、許諾使用料の支払い方法や基準・使用料については、当事者間の交渉によるべきと考えます。

また、他国のいわゆるライセンス・オブ・ライト (License of Right) 制度では、

専利維持年金が半額に減免されるなど、専利権者に対するインセンティブを与えております。

この制度を導入する場合、許諾使用料の支払い方法や基準を明確にする等の要件については削除し、また、同制度を利用した場合には専利維持年金が半額に減免されるなど専利権者に対するインセンティブも併せて導入頂くことを希望します。

8. 間接侵害制度の導入（新設）

2015年12月2日に公表された専利法改正草案（送審稿）では、第六十二条においていわゆる間接侵害の規定が設けられておりましたが、今回の修正案草案においては、削除されています。

しかし、間接侵害規定がないと、専利権者は、専利権の侵害に用いられる専用部品の供給などの一定の予備的・幫助的行為を特定できたとしても、直接侵害には該当しないため、このような行為に対して、何も主張することができません。一定の予備的・幫助的行為は、その後、直接侵害を引き起こす可能性が極めて高いため、このような行為を放置することは、専利権の効力の実効性を失わせることになり、専利権者の保護に欠けることとなります。

間接侵害規定を設けることで、専利権者は直接侵害を引き起こす可能性の高い一定の予備的・幫助的行為について、間接侵害として訴えることができます。これにより、直接侵害を未然に防止することが可能になり、専利権の効力の実効性を確保することが可能になります。また、間接侵害規定を設けることで、間接侵害に対する抑止力が働きます。

間接侵害規定の導入を希望します。

9. 第六十六条 専利権侵害紛争における専利権評価報告書の提出

草案第六十六条では、専利権侵害紛争時における専利権評価報告書の提出について規定されています。特に双方当事者が専利権評価報告書を提出することができるようになることは紛争解決の効率化だけでなく、不要な紛争の発生自体を減らす効果があると思われる、歓迎いたします。

一方で、実際の専利権侵害紛争においては既に多くの案件において、法院が専利権評価報告書の提出を求めるという運用がなされております。

このような実態、およびその効果を思慮すると、専利権評価報告書の提出は任意ではなく、法院或いは専利行政部門が権利者に対して専利権評価報告書の提出を要求することを義務化するよう規定頂くよう希望いたします。

10. 第六十九条 専利業務部門による処理、摘発

草案第六十九条では、専利業務部門（管理専利工作的部門）が取得した証拠に基づいて嫌疑行為についての処理や摘発を行うことができるよう規定されています。しかしながら、専利侵害事件において当事者間での多様な解決方法が取りうるものであり、行政取り締まり権限の強化が、権利者の利益や産業の発展に必ずしもつながるものとは限りません。

例えばひとつの製品であっても複数の権利、そして複数の権利者が関係することも多くあります。特に、発明・実用新型・外観設計が利用された製品であるとそれぞれの権利関係は一層複雑になります。このような場合、権利者は必要に応じて関係者と

協議調整して権利侵害に対処することで自身の不利益を回復できます。

専利行政部門が職権で調査、差し押さえ等を行うことに反対いたします。専利権侵害行為に対して専利行政部門は「権利者の申し出に応じて」調査、差し押さえ等を行うよう規定頂くことを希望します。

以上